

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者後期入試 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の文章を読んで、以下の（問 1）（問 2）に答えなさい。なお、（問 1）と（問 2）とは、それぞれ独立した問題である。  
（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

A と B とは、甲土地を目的物として、A を売主、B を買主、代金を 1000 万円とする売買契約を締結した。売買契約の当時、A は甲土地を所有しており、甲土地について、A を所有者とする登記が行われていた。AB 間で売買契約が締結された後、B と C とは、甲土地について、B を売主、C を買主、代金を 1200 万円とする売買契約を締結した。

（問 1）甲土地について、A から B への所有権移転登記が未だなされておらず、また、甲土地は A が占有している場合、C は A に対して、甲土地の明け渡しを求めることができるか。

（問 2）甲土地について、A から B への所有権移転登記がなされているものの、甲土地は A が占有しており、AB 間の売買契約は無効であった場合、B は C に対して、BC 間の売買契約に基づく売買代金 1200 万円の支払いを求めることができるか。また、C は A に対して、甲土地の明け渡しを求めることができるか。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 主張責任

(2) 請求の予備的併合

〔問 2〕

Xは、Yを被告として、貸金 500 万円の返還を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の第 3 回口頭弁論期日において、Xは、訴求する金額を 500 万円から 300 万円に縮減する旨の申立てをした。裁判所は、Xの当該申立てをどのように処理すべきであるか。根拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】** 下記の問1～問5に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記の1～8の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、定款には別段の定めはないものとする。

1. 判例によれば、定款に記載しないで行われた財産引受けは、無効であり、成立後の会社がこれを追認したとしても、有効となりうるものではない。
2. 判例によれば、株主の有する自益権も共益権も、株主自身の経済的利益のために与えられ、その利益のために行使することができる。
3. 取締役会設置会社において、株式分割と株式併合は、決定方法が同じである。
4. 募集株式の発行に際し、募集事項として定められた払込期間中に出资の履行をした募集株式の引受人は、当該払込期間の末日に、出资の履行をした募集株式の株主となる。
5. 判例によれば、取締役を選任する株主総会決議の取消しの訴えの係属中、その決議に基づいて選任された取締役がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会によって取締役が新たに選任され、その結果、取消しを求める選任決議に基づく取締役がもはや現存しなくなったときは、特段の事情のない限り、決議取消しの訴えは、訴えの利益を欠くに至る。
6. 取締役会設置会社において、取締役会の承認のある利益相反取引により、会社に損害が生じたときは、当該取引につき取締役会決議に賛成した取締役は、任務を怠ったものと推定される。
7. 会計監査人設置会社では、各事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査を受けることを要しない。
8. 株式移転により設立される会社は完全子会社である。

《次頁に続く》

問2 公開会社であるX株式会社では、代表取締役Aの重大な過失ある任務懈怠によって、損害が生じた。X社の監査役はB一人である。このとき、次の9~16の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。

9. 判例によれば、Aを代表取締役から解職する取締役会決議に際し、Aは議決に加わることができない。

10. X社の株主総会がAを解任する決議をした場合、Aは新たに選任された取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

11. AのX社に対する責任を全部免除するには、総株主の同意を要する。

12. X社の株主総会は、特別決議により、AのX社に対する責任を一部免除することができる。

13. X社がAを被告として、責任追及の訴えを提起する場合、BがX社を代表する。

14. 判例によれば、AのX社に対する責任の消滅時効期間については、民法724条が類推適用される。

15. 判例によれば、AのX社に対する任務懈怠により損害を被った第三者が、Aに対して会社法429条1項の責任追及するためには、AのX社に対する任務懈怠と並んで、自己に対する権利侵害を主張立証する必要がある。

16. AがX社取締役を退任した後は、AのX社に対する責任を追及する株主代表訴訟は提起することができない。

問3 次の文章の17~18につき、適切な語句を書き、19につき解答欄におさまるように、説明せよ。

持分会社のうち、(17. )会社は、株式会社と同様に、間接有限責任社員のみで構成される。直接無限責任社員のみで構成されるのは(18. )会社である。ここにいう直接責任とはどういう意味か説明せよ(19. )。

《次頁に続く》

問4 資本金 6 億円の公開会社であって、委員会設置会社でない株式会社において、株主総会以外の機関として置かなければならないものをすべて挙げよ。

問5 P株式会社（取締役会設置会社）は、公開会社でない株式会社である。P社株式 100 株を有するQは、P社取締役会の承認なしに、その保有する株式のうち 40 株を、P社株主でないRに譲渡した（以下、「本件株式譲渡」という）。本件株式譲渡は、P社に対する関係で効力を生じるか。また、P社の発行済株式総数が 100 株であった場合は、結論が異なるか。それぞれ理由を付して答えなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

**【出題意図】**

問題 1

- (問 1) 本問は、不動産の転々譲渡がなされた場合の、売主の前主と買主との法律関係のうち、登記を有していない買主による、売主の前主に対する明け渡し請求の可否を問うものである。
- (問 2) 本問は、他人の所有する物の売主と買主の法律関係のうち、売主による買主に対する代金支払請求の可否を問うものであり、また、当該物の所有権の所在について問うものである。

問題 2

**【問 1】**

- (1) 弁論主義についての理解をはかる問題である。
- (2) 請求の客観的併合形態についての理解をはかる問題である。

**【問 2】**

一部請求に関する訴訟法上の問題についての理解をはかる問題である。

問題 3

問 1～問 4 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。問 5 は、会社の承認のない譲渡制限株式の会社に対する効力を問う問題である。最判昭和 48 年 6 月 15 日民集 27 卷 6 号 700 頁、最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3439 頁の判示内容を踏まえた解答が期待される。